

10
2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 く ろ う ど

2025年10月号

October No. 101

もくじ

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！	・・・2.3
地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充	・・・4
「令和7年分 年末調整のしかた」を公表（国税庁）	・・・5
年金Q & A（19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる認定）を公表	・・・6
令和8年度の厚労省予算の概算要求 「労働市場改革の推進」など	・・・7
人事労務の相談室 Q & A	・・・8
人事労務の統計指標	・・・9.10
ゆんたくひんたく	・・・11
営業日のお知らせなど	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目8-27

ポートビル4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況 —すべての都道府県で出揃う！①

令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

2025 年 全国最低賃金一覧

2025 年 10 月以降 都道府県別に施行

全国平均

1,121

全日本										北海道 1,075 10月4日											
1,121																					
												秋田 1,031 3月31日	青森 1,029 11月21日								
												山形 1,032 12月23日	岩手 1,031 12月1日								
												富山 1,062 10月12日	新潟 1,050 10月2日	宮城 1,038 10月4日	福島 1,033 1月1日						
												島根 1,033 11月17日	鳥取 1,030 10月4日	京都 1,122 11月21日	福井 1,053 10月8日	石川 1,054 10月8日	長野 1,061 10月3日	群馬 1,063 3月1日	栃木 1,068 10月1日		
												山口 1,043 10月16日	広島 1,085 11月1日	岡山 1,047 12月1日	兵庫 1,116 10月4日	滋賀 1,080 10月5日	岐阜 1,065 10月18日	山梨 1,052 12月1日	埼玉 1,141 11月1日	茨城 1,074 10月12日	
														大阪 1,177 10月16日	奈良 1,051 11月16日	愛知 1,140 10月18日	静岡 1,097 11月1日	神奈川 1,225 10月4日	東京 1,226 10月3日		
														和歌山 1,045 11月1日	三重 1,087 11月21日					千葉 1,140 10月3日	
長崎 1,031 12月1日			佐賀 1,030 11月21日			福岡 1,057 11月16日															
			熊本 1,034 1月1日			大分 1,035 1月1日															
			鹿児島 1,026 11月1日			宮崎 1,023 11月16日															
沖縄 1,023 12月1日																					

令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況 —すべての都道府県で出揃う！②

令和 7 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が 47 都道府県中 39 道府県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された 1,118 円を上回る「1,121 円」となっています。

今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

都道府県名	答申された改定額 ()内は令和 6 年度	発効予定年月日	都道府県名	答申された改定額 ()内は令和 6 年度	発効予定年月日
北海道	1.075 円 (1.010 円)	令和 7 年 10 月 4 日	滋 賀	1.080 円 (1.017 円)	令和 7 年 10 月 5 日
青 森	1.029 円 (953 円)	令和 7 年 11 月 21 日	京 都	1.122 円 (1.058 円)	令和 7 年 11 月 21 日
岩 手	1.031 円 (952 円)	令和 7 年 12 月 1 日	大 阪	1.177 円 (1.114 円)	令和 7 年 10 月 16 日
宮 城	1.038 円 (973 円)	令和 7 年 10 月 4 日	兵 庫	1.116 円 (1.052 円)	令和 7 年 10 月 4 日
秋 田	1.031 円 (951 円)	令和 8 年 3 月 31 日	奈 良	1.051 円 (986 円)	令和 7 年 11 月 16 日
山 形	1.032 円 (955 円)	令和 7 年 12 月 23 日	和歌山	1.045 円 (980 円)	令和 7 年 11 月 1 日
福 島	1.033 円 (955 円)	令和 8 年 1 月 1 日	鳥 取	1.030 円 (957 円)	令和 7 年 10 月 4 日
茨 城	1.074 円 (1.005 円)	令和 7 年 10 月 12 日	島 根	1.033 円 (962 円)	令和 7 年 11 月 17 日
栃 木	1.068 円 (1.004 円)	令和 7 年 10 月 1 日	岡 山	1.047 円 (982 円)	令和 7 年 12 月 1 日
群 馬	1.063 円 (985 円)	令和 8 年 3 月 1 日	広 島	1.085 円 (1.020 円)	令和 7 年 11 月 1 日
埼 玉	1.141 円 (1.078 円)	令和 7 年 11 月 1 日	山 口	1.043 円 (979 円)	令和 7 年 10 月 16 日
千 葉	1.140 円 (1.076 円)	令和 7 年 10 月 3 日	徳 島	1.046 円 (980 円)	令和 8 年 1 月 1 日
東 京	1.226 円 (1.163 円)	令和 7 年 10 月 3 日	香 川	1.036 円 (970 円)	令和 7 年 10 月 18 日
神奈川	1.225 円 (1.162 円)	令和 7 年 10 月 4 日	愛 媛	1.033 円 (956 円)	令和 7 年 12 月 1 日
新 潟	1.050 円 (985 円)	令和 7 年 10 月 2 日	高 知	1.023 円 (952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
富 山	1.062 円 (998 円)	令和 7 年 10 月 12 日	福 岡	1.057 円 (992 円)	令和 7 年 11 月 16 日
石 川	1.054 円 (984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	佐 賀	1.030 円 (956 円)	令和 7 年 11 月 21 日
福 井	1.053 円 (984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	長 崎	1.031 円 (953 円)	令和 7 年 12 月 1 日
山 梨	1.052 円 (988 円)	令和 7 年 12 月 1 日	熊 本	1.034 円 (952 円)	令和 8 年 1 月 1 日
長 野	1.061 円 (998 円)	令和 7 年 10 月 3 日	大 分	1.035 円 (954 円)	令和 8 年 1 月 1 日
岐 阜	1.065 円 (1.001 円)	令和 7 年 10 月 18 日	宮 崎	1.023 円 (952 円)	令和 7 年 11 月 16 日
静 岡	1.097 円 (1.034 円)	令和 7 年 11 月 1 日	鹿児島	1.026 円 (953 円)	令和 7 年 11 月 1 日
愛 知	1.140 円 (1.077 円)	令和 7 年 10 月 18 日	沖 縄	1.023 円 (952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
三 重	1.087 円 (1.023 円)	令和 7 年 11 月 21 日	全国加重平均額		1.121 円 (1.055 円)

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

大幅な引き上げとなることから、最低賃金割れの増加が懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え 「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました（令和7年9月5日から拡充）。そのポイントを確認しておきましょう。

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げについて、政府は、「対応していただく中小企業の皆様、小規模事業者の皆様を、強力に後押ししていく」としてい

ますが、その代表的な支援策が、この「業務改善助成金」の拡充です。まずは、令和7年度の改定に伴い、地域別最低賃金未滿の社員（最低賃金割れの社員）が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。

その際には、ひと声お掛けください。アドバイス等をさせていただきます。

業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等 (内閣官房・厚労省・経産省資料)

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未滿までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30～600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

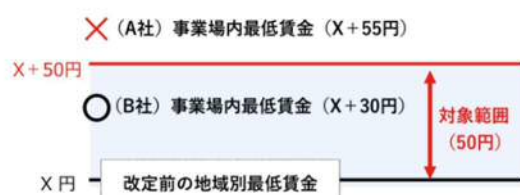
【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未滿)



1) 対象事業者の拡大

現行 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合＞



(※) X 円～ X+50 円の事業者のみが申請対象

拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未滿までの事業者が対象



(※) X+51円～ X+62円の事業者も申請対象となる

2) 申請手続きの簡略化

現行 賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充 賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表 (国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。



トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和7年4月1日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

他の関係資料（「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など）のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されしたら、随時お伝えします。

「令和7年分 年末調整のしかた」の トップページ

令和7年分 年末調整のしかた

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！
 次のような見直し等が行われています。
 ▶「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
 ▶「扶養親族等の所得要件」の改正
 ▶「特定親族特別控除」の創設
 また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。
 このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記入例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご利用ください。
 なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご利用ください。
※ 令和7年分の各種情報については、令和7年10月頃に掲載いたします。

年末調整でお困りのときは「ふたば」にご相談ください。

年末調整に関する相談は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」をお気軽にご利用ください。
 年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関するなどについて、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。
※ 公開期間は令和7年10月4日から令和8年1月下旬までの予定で、

年末調整手続の電子化で業務の効率化！

年末調整手続の電子化を行うと、書類の作成や確認、受領などの業務全般が大幅に効率化されるなど、給与の支払者（勤務先）及び給与所得者（従業員）双方に大きなメリットがあります。
 また、国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」を無料で提供しております。



年金Q&A(19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる認定)を公表(日本年金機構)

令和7年度税制改正を踏まえ、19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について、年間収入の要件が変更され、令和7年10月から適用されることになったことは、以前にお伝えしました。この度、この変更について、日本年金機構からQ&Aが公表されました。

たとえば、次のようなQ&Aが示されています。

「年金Q&A(19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる認定)」から抜粋

確認 今回の変更のポイント

□扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。

扶養認定日が令和7年10月1日以降となるケースに備え、このQ&Aの内容は確認しておきたいところです。必要であれば、気軽にお声掛けください。



Q	今回（令和7年10月）の変更は、学生であることは要件ですか？
A	令和7年度税制改正における取り扱いと同様、学生であることの要件は求めません。 あくまでも、年齢によって判断します。
Q	年齢要件（19歳以上23歳未満）は、いつの時点で判定するのですか？
A	年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。 例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。 （参考）・・・中略・・・ なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。例えば、誕生日が1月1日である方は、12月31日において年齢が加算されます。
Q	令和7年10月1日以降の届出で、扶養認定日が令和7年10月1日より前にさかのぼる場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は、どのように判定するのですか？
A	令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。

令和8年度の厚労省予算の概算要求 重点事項に「労働市場改革の推進」など

毎年8月31日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。令和8年度（2026年度）の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか？ そのポイントを紹介します。

令和8年度（2026年度）厚生労働省 予算の概算要求のポイント

- 一般会計総額は「34兆7,929億円」となっています（過去最大）。
そのうち、年金・医療等に係る経費が32兆9,387億円を占めています。
 - 今回の概算要求では、次の3点を柱とし、重点的な要求を行うこととされています。
- I 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築
 - II 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
 - III 包摂的な地域共生社会等の実現
- このうち、企業実務に特に関連があるのは、「II」といえます。



主な項目には、次のようなものがあります（抜粋）。

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援→2,022億円
- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化→1,961億円
- 深刻化する人手不足への対応→515億円
- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進→501億円
- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進→1,326億円
- ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現→75億円
- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施→45億円

やはり、最近話題の政策には、多くの予算が要求されていますね。要求どおりに予算が成立するのか？ 具体的にはどのような施策となるのか？ その動向をチェックしておきます。

人事労務の相談室 Q&A

Q.

タイムカードの計算で、15分や30分単位で計算するのは問題があると聞きました。当社では昔からそのように処理してきましたが、本当でしょうか？

A.

労働時間は1分単位が原則です。1日ごとに、一定の労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。

労働時間の原則

労働基準法では、労働時間を切り捨てることは認められておりません。そのため、1日の労働時間は1分単位で計算するのが原則となります。

打刻「まるめ」はNG

打刻「まるめ」とは、一定の労働時間の切り上げや切り捨てを行う処理のことを意味します。たとえば、始業時刻9時00分、終業時刻18時00分の会社に勤務する社員が、18時12分に退勤の打刻をしたとします。この会社が「15分単位」で「まるめ」を行っている場合、退勤時刻は18時00分として処理され、12分間は切り捨てられることになります。

このような打刻「まるめ」は労働時間の原則に反しますので、原則として労働基準法に違反します。

なお、労働基準法には「労働時間は1分単位で計算しなければならない」という文言が明記されているわけではありません。しかし、労働基準法24条第1項「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなくてはならない」という定めを根拠として、1分単位で計算しなければならない、と考えられています。

打刻「まるめ」の罰則

労働基準監督署による調査で15分や30分単位の打刻「まるめ」が発覚した場合、是正指導や勧告の対象となります。指導を受けた会社は、指定された期限内に勤怠管理方法を見直し、原則として1分単位（指導内容による）での管理方法へ切り替えることが必要となります。また悪質と判断された場合は、30万円以下の罰金が科される可能性もあります。

まとめ

20年前、日本マクドナルドは30分単位で打刻「まるめ」を行っていたことを労働基準監督署に指摘され、1分単位の管理方法へ切り替えとともに、過去の未払い残業代を精算・支給しています。このような事例からも行き過ぎた打刻「まるめ」は改善すべきだと思われます。

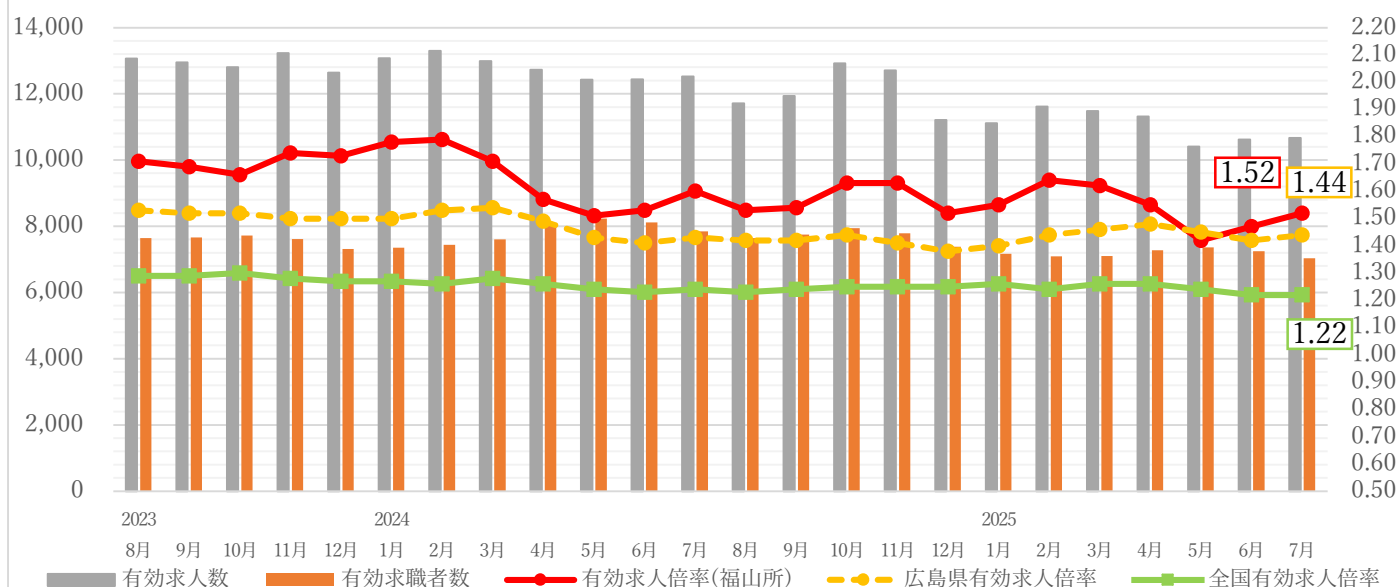
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025 年 7 月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国 1.22 倍	有効求人数	全国 2,299,869 人	有効求職者数	全国 1,943,851 人
	広島県 1.44 倍		広島県 62,117 人		広島県 43,147 人
	福山市 1.52 倍		福山市 10,663 人		福山市 7,031 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

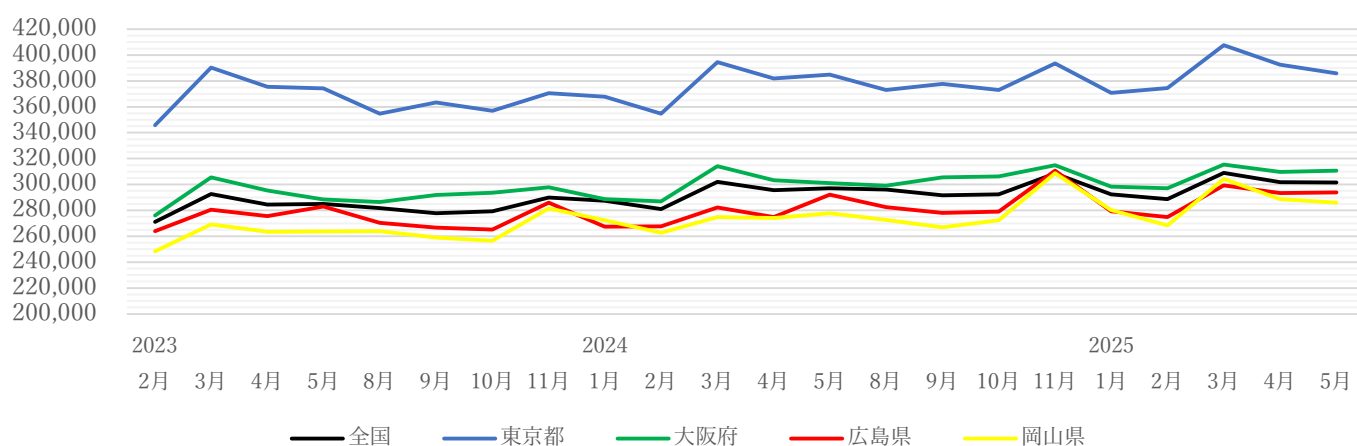
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2025 年 6 月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
514,106 円	727,787 円	530,204 円	465,748 円	487,634 円

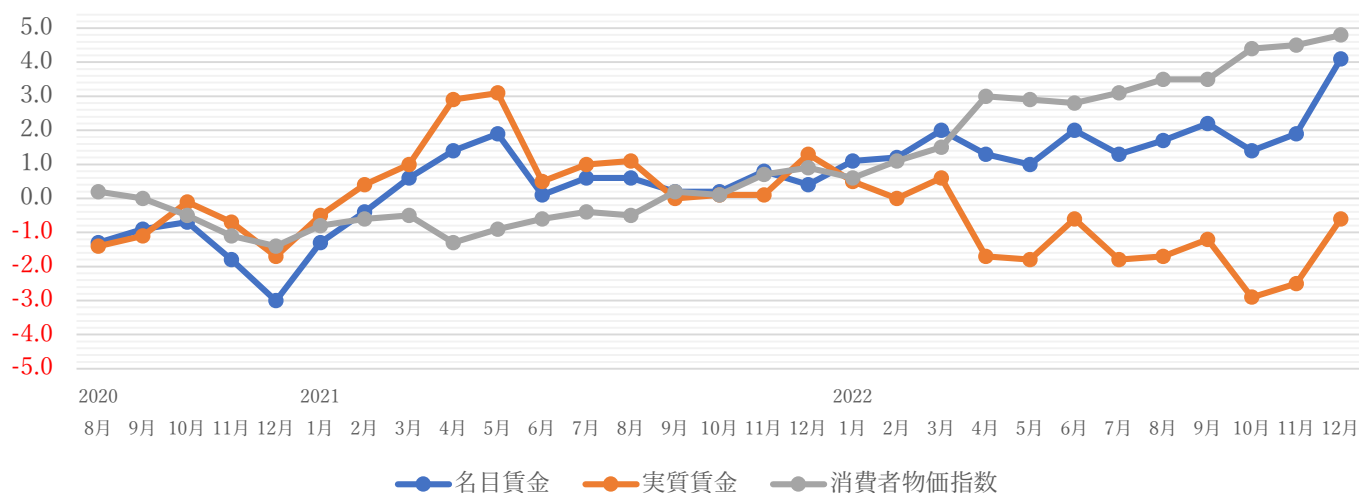
現金給与総額 (5人以上)



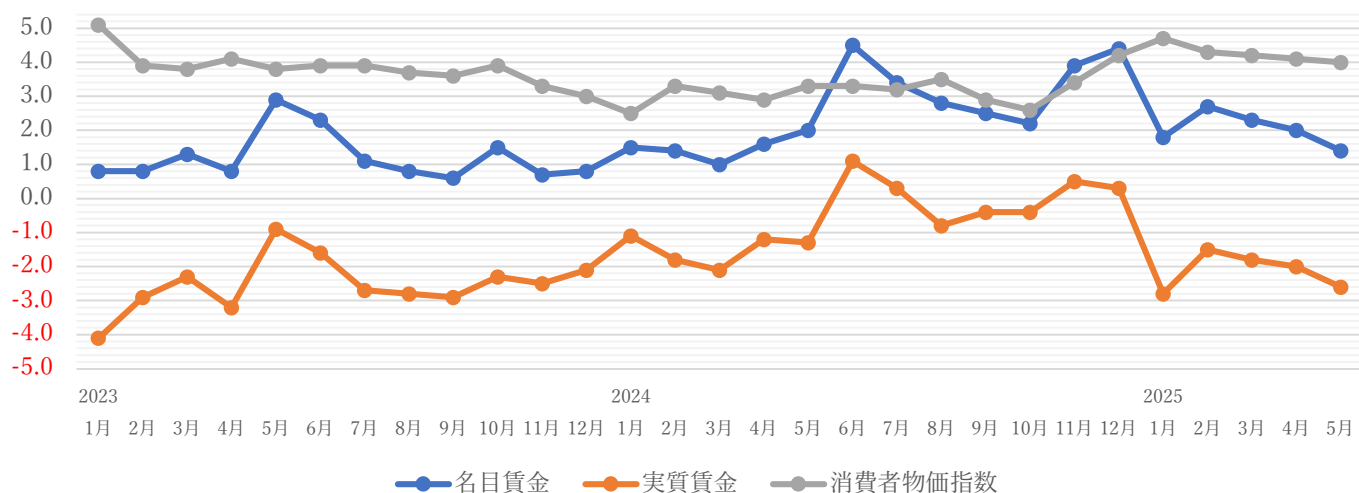
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

名目・実質賃金の伸び率 2020年8月－2022年12月



名目・実質賃金の伸び率 2023年1月－2025年5月



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

名 目 賃 金：労働に対して支払われた貨幣額で示された賃金

実 質 賃 金：実際に支給される名目賃金の額から物価の変動分を取り除いた値

消費者物価指数：全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの

ゆんたくひんたく

早いことにもう10月です。食欲の秋、読書の秋、実りの秋、楽しみの多い季節がやってきました。

我が家では学びの秋ということで先日 プラネタリウムを鑑賞してきました。

たまに天気の良い夕方に散歩をしていると月を見つけに娘が「お月様にはうさぎがいるんだよ」と話し始めました。9月8日には皆既月食が日本全国で見られたことや中秋の名月が近いこともあり(2025年は10月6日)、良い機会なのでプラネタリウムに誘ってみることにしました。

そして訪れたのは岡山県浅口市にある岡山天文博物館。初めてのプラネタリウムで最初は見慣れない機械(投影機)や薄暗い室内の様子に子供たちは少し不安そうでしたが、いざ上映が始まると見たこともないきれいな星空に感動したようで夢中で見始めました。

上映開始からしばらくは季節の星座の紹介やその日の日の入りから日の出までの空の様子などが投影され、それが終わるといよいよメインプログラムが始まります。

今回鑑賞したのは「彼方のエイリアン 宇宙人のゴパル」というアニメーション作品です。この広い宇宙に、私たちと同じような生き物、「宇宙人」はいるのでしょうか? パテーマで、小学生の主人公が宇宙人と一緒に彼方の星々を旅する物語です。未知の宇宙に思いを馳せることができるわくわくする作品でした。

子供たちは内容を理解できたかは分かりませんが、アニメということで馴染みやすく楽しく鑑賞することができたようです。プラネタリウムの上映プログラムは季節ごとに変わるようなので、また違う季節に訪れてみようと思います。

最後に、お月様にいる「うさぎ」の正体ですが、それは月の地形によるものでした。満月を見ると明るく見える部分と暗く見える部分(月の海と呼ばれる地形)があり、日本ではその暗い部分がお餅をついているうさぎに見えることからそう言われるようになったそうです。海外でも地域や文化によって変わるもの、カニや本を読む女性など月の表面の模様を何かに例えているようです。なんとロマンチックです。

(田部)

[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

2025

10 October



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
10月

10 / 1

- 改正育児介護休業法施行（育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等 他）

10 / 10

- 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について）
- 労働保険料の納付（延納第2期分）

